
JMRA GDPRセミナー

GDPR規制具体化の動向と 市場調査業界への影響

2017.11.09

コンプライアンス委員会
ISO/TC225国内委員会 兼 MR規格認証協議会

ポイント：現段階でのGDPR対応の到達点

懸念点

- ・ 不用意なEU市民対象調査で26億円*)の課徴金!?
- ・ オンラインの視聴・行動計測ができなくなる!?
- ・ ソーシャルリスニングによるテキストマイニングがアウトに!?

VS

展望

JMRA会員であれば、
**GDPR規制
クリアを保証!?**

…ただし、ESOMARの『GDPR行動規範』の遵守を宣言し、記録を残すこと

*) 2,000万ユーロまたは全世界売上高の4%(の大きい方)

※) ISO20252の認証取得は、国際的な信頼性確保のための1つの有効な手段

Agenda

はじめに：ご注意ください

1. 今回のセミナーの目的
2. 基礎知識(なじみの薄い方のために)
3. GDPRが私たちにどう影響？ (⇒ MRS提供資料)
4. GDPRへの対応策は？ (⇒ ESOMAR提供資料)
5. ESOMARの目指すゴールは？
6. ISO20252に期待されること

はじめに: ご注意ください

- ✓ **本セミナーの内容には、未確定事項を含んでいます**
 (2017年10月現在の情報に基づいて実施しています)
 - EU当局によるガイドライン、その他関連規制の詳細公表はこれからになる(2017年内の予定)
 - しかし、諸対策には時間を要するため、今からできる準備対応のために途中経過を報告するもの

- ✓ **本セミナーは、市場調査業界に特化したものです**
 - GDPR全般の知識や情報を取り扱うものではない
 - ESOMAR、EFAMRO(欧州市場調査連盟)、MRS(英国市場調査協会)からの情報共有に基づく

1. 今回のセミナーの目的

◆ GDPR規制の具体的な内容を知る

- GDPRは、EU域内で活動するすべての事業者に網をかける
⇒ 日本企業(市場調査会社を含む)にも適用される
- 日本の個人情報保護法(の運用)にも影響すると予想される
⇔ 日本とEU間のデータ移転を容易にする目標があるため

◆ 予想される市場調査業界への影響を知り、日本での対応準備への一助とする

- EU域内での受託調査がある会員社には、即影響する
- 将来、必ず日本市場にも波及すると見込まれる
⇒ 協会(業界全体)として、どう対処していくかを考える機会に

2. 基礎知識(なじみの薄い方のために)

◆ **GDPR: General Data Protection Regulation** = (EU)一般データ保護規則

- 正式名称は『個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則』
⇒ データの「保護」と「自由な移転」がキーワード
- 従来のEU個人データ保護指令(Directive)に代わる新しい規制
⇒ 従来は加盟国個々の自由度があったが、今後は一律に適用

◆ **本格施行は2018年5月25日～(決定済み)**

- 具体的な施行細則やガイドライン類は順次決定・公表される
⇒ 市場調査業界に影響するものは年内(~12月)に出る予定
- 業界の活動に妨げとならないよう、ロビー活動展開中
(主にESOMARが担当)

(突然ですが) ここでクイズです！

これは何の数字でしょう？

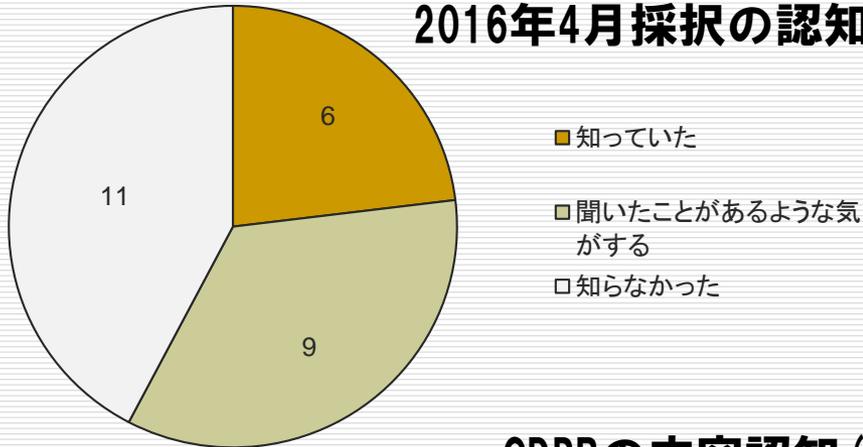
2%

<ヒント>

コンサルティングファームの PwC Global 社が、
2017年6月に実施した調査結果の1つです。

(参考) JMRA会員社への調査結果(2016年9月)より: 『EUの新個人情報保護規制(GDPR)について』(N=26、社)

2016年4月採択の認知



- ・ EU議会で2016年4月に新個人情報保護規制となるGDPRが採択されたことの認知はさほど高くはなかった。
- ・ GDPRによる諸規制の中では、日本の個人情報保護法制に及ぼす影響が懸念されている。

GDPRの内容認知(MA)、興味あるもの(1位)(n=15、社)



【TC225国内委・MR規格認証協のアンケートより(2016/09)】

2. 基礎知識(なじみの薄い方のために)

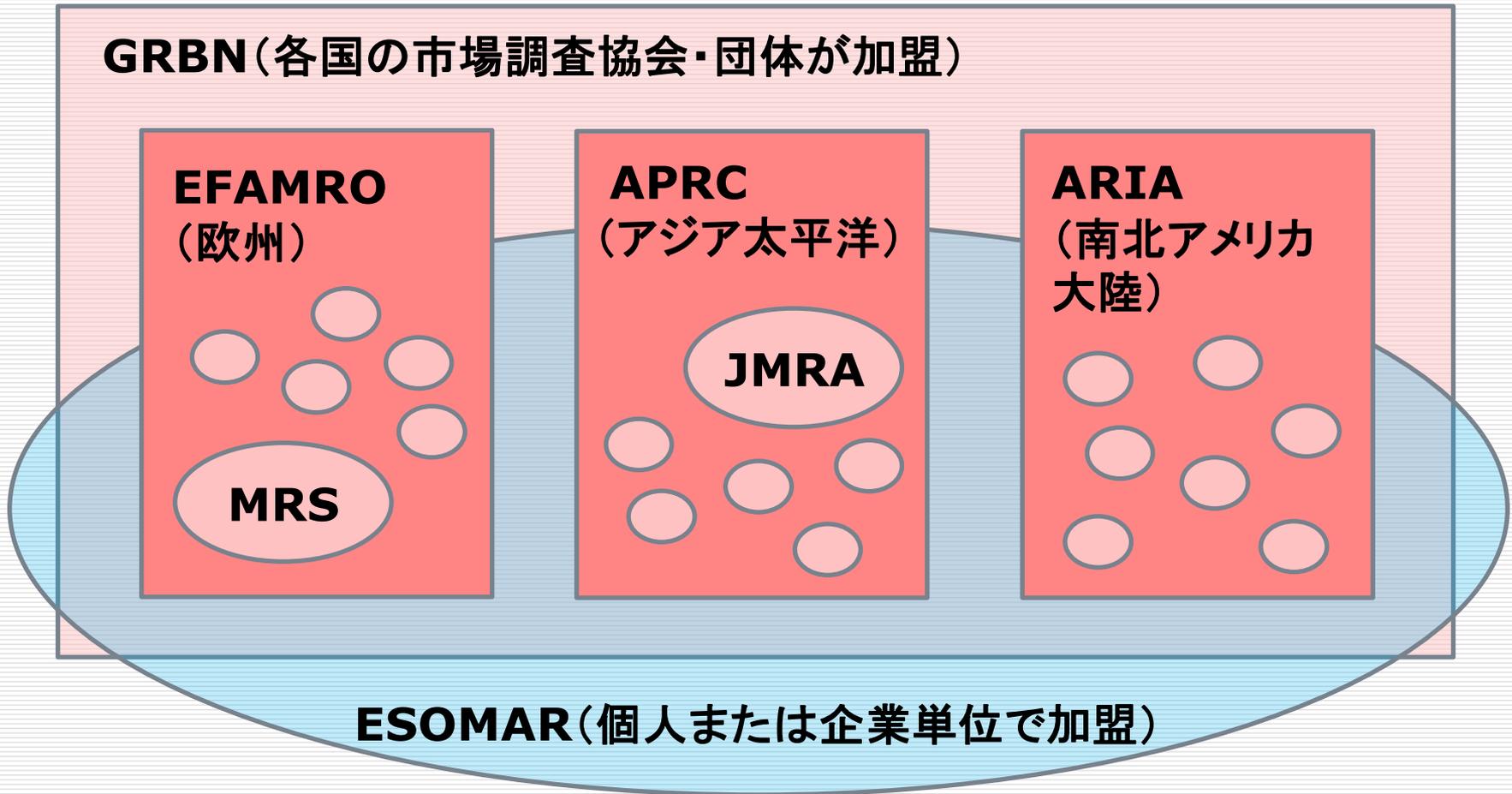
◆ GDPR理解のための10のヒント

From “Top Ten Tips for GDPR” (by MRS)

1. 単一ルール
(EU全域の共通ルール)
2. 高額な課徴金(制裁金)
(最大€2,000万or売上の4%)
3. 境界がない
(対象は実質的に全世界)
4. 個人データの定義が拡大
(cookieや広告IDも含まれる)
5. データ事業者責任の拡大
(特にデータ処理者の責任)
6. データ侵害の通知義務
(発生・認識後72時間以内に)
7. 説明責任の拡大
(プライバシー影響評価)
(設計とデフォルトによる保護)
8. 個人の権利の強化
(「忘れられる権利」など)
9. 国境を越えたデータ移転の制限
(第三国へのデータ移転規制)
10. DPO(データ保護責任者)の設置

2. 基礎知識(なじみの薄い方のために)

◆ ESOMAR、EFAMRO、MRS(英国)などの関係性



3. GDPRが私たちにどう影響？

- ◆ 「ヨーロッパの法規制が、どうして私たちにも影響するの？」
 - GDPRは、「EU市民の権利を守る」ことを使命としている
⇒ EU域内で活動する、すべての企業が規制対象
 - EU市民を対象とする市場調査も、規制対象となる
⇒ EU域内で実施する調査を受託している(する予定がある)
会員社はもちろん、日本で調査していてもEU市民が対象に入ってくれば、すべて対象となる

- ◆ 「当社では、海外調査は全くやっていないのですが？」
 - 将来的に、日本の規制にも影響を及ぼすと見込まれている
⇒ 日本政府は、EUとの円滑な相互データ移転を可能にしたい
⇒ 「GDPRと互換性あり(=十分性認定)」の評価獲得が必要

3. GDPRが私たちにどう影響？

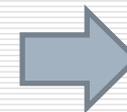
◆ GDPR規制の具体的な内容は？

➤ GDPRで使われる用語について

- Privacy by design and default: 設計とデフォルトによるプライバシー保護
- Pseudonymisation: 仮名化
- Anonymisation: 匿名化
- PIA (Privacy Impact Assessment): プライバシー影響評価
- Safeguards: 安全性保護措置、セーフガード
- Legitimate interest: 正当な(適法な)利益

➤ 今回は、MRS(英国市場調査協会)作成の資料をご紹介します

詳細は
こちらへ



4. GDPRへの対応策は？

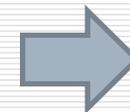
集計結果(統計データ)のみ
を移転する場合は対象外

◆ EU域内で自社管理の調査を実施し、データを移転するには？

- 日本の「**十分性認定**」の時期は**未確定**という前提で、
- 基本的には、データ主体の「**明確な同意**」を取得
⇒ **記録の管理、適格な維持**が重要に
- 例えば、現地のグループ会社(子会社)が調査を実施する場合
⇒ **BCR: 拘束的企業準則の承認取得**(日本では楽天、IIJなど)
(ただし、中小企業には容易でない)
- 例えば、現地の提携先企業に委託して調査を実施する場合
⇒ **SCC: 標準契約の締結**(EU当局指定のひな型あり)
(ただし、案件ごとに毎回届出や更新が必要＝容易でない)

◆ より具体的には、どう対処すればよいか？

- 今回は、ESOMAR作成の資料をもとにご紹介



5. ESOMARの目指すゴールは？

- ◆ **ESOMAR綱領と『GDPR行動規範』遵守企業への「お墨付き」**
 - ESOMAR会員、またはESOMAR綱領を批准した各国協会員であって、『GDPR行動規範』の遵守宣言を行った企業を、
⇒ 「GDPR規制の免除(=規制クリアとみなす)対象」とすること
 - つまり、「GDPR行動規範を遵守するJMRA会員であれば、GDPRの制約を逃れてEU域内で調査活動を行える」ようにすること
 - ただし、宣言(=行動規範)に違反した場合には厳罰に処される
⇒ 遵守を証明する記録管理が重要

※) 欧米流の規制や管理に特徴的な考え方

- 基本原則や重要な事項は、法律で厳格に規制
- 詳細は、業界ごとの自主規制や行動規範に委ねる(性善説?)
- しかし、それに違反した場合には厳罰で臨む(=即アウト!)

6. ISO20252に期待されること

- ◆ **現行のISO20252認証が、直ちにGDPRの要求事項を満たすわけではないが...**
 - ESOMARの『GDPR行動規範』は、2018年中に完成予定
 - 改訂版ISO20252は、2019年3月発行目標
 - ⇒ GDPR規制(各種ガイドライン等)の動向に沿って改訂
 - つまり、『GDPR行動規範』と改訂版ISOの内容はリンクする
 - 現在も、(おそらく)その時点でも、ISO以上の認証制度はない
 - ⇒ GDPRの文書記録管理と連動させることでさらに信頼性向上
 - ⇒ 定期的なチェック、想定外の事故予防のためにも有効に
- ◆ **ISO20252: 2019には、アクセスパネル管理も統合される**
 - 総合的な信頼性向上に、より有用に
- ◆ **いち早く適応するには、現行版から対処するのが近道!**



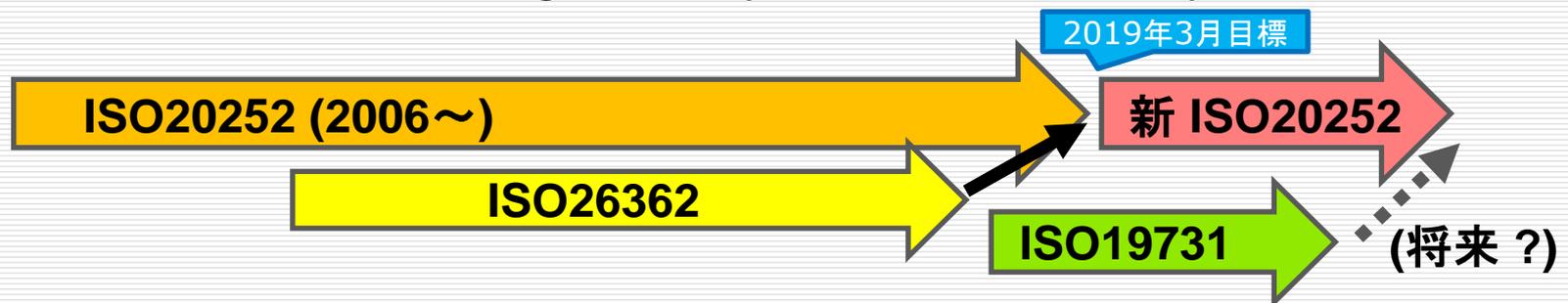
(参考)ISO20252 ファミリーとは？

◆ 市場調査業界に特化した品質管理・保証の仕組み

- ISO9001 (品質マネジメントシステム) の市場調査業界版
- 市場・世論・社会調査のプロセス管理に特化した、国際的な品質管理基準 (日本のJMRQSとほぼ同様の規格)
⇒ わが国公的統計の「プロセス保証」も ISO20252 に準拠

◆ 国際機関 ISO/TC225 (225番目の技術委員会) が所管

- **ISO20252: 2012** Market, opinion and social research (改訂途上)
- **ISO26362: 2009** Access Panels (ISO20252に統合される予定)
- **ISO19731: 2017** Digital analytics and Web analyses (6月発行済)



本日のまとめと今後の課題

重要な懸念点	現段階での対応策	JMRAとしての課題
高額な課徴金(制裁金)!!? (同意のないEU市民の個人データを収集してしまうリスク)	<ul style="list-style-type: none"> 今後策定されるESOMARの『GDPR行動規範』通りに対処すれば(まず)大丈夫 	<ul style="list-style-type: none"> 『GDPR行動規範』の適切な日本語版作成と普及 日本の規制当局へのPR
オンライン上の視聴・行動計測が禁止に!? (=cookieおよび類似技術の使用禁止)	<ul style="list-style-type: none"> ポップアップを出して逐次承諾を取れば(おそらく)OK ただし、承諾率がどの程度になるかは未知数 	<ul style="list-style-type: none"> 承諾率を高める要請文等のノウハウ蓄積が必要? 非承諾者の行動を推定する技術開発が必要?
ソーシャルリスニングによるテキストマイニングが禁止に!? (=著作権の強化)	<ul style="list-style-type: none"> 現段階では不透明(検討が長期化する様相も) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集を継続

コンプライアンス委員会として

- ESOMAR等との国際連携を継続
- 会員社への適切な情報共有と国内指針の策定検討

ISO/TC225委員会として

- 新ISO20252改訂への的確な貢献
- 適切な対応の裏付け(お墨付き)となる国内ISO認証スキームの検討、整備

<皆さんにお願い>

- ◆ 「日本発の危機」を起こさせないために
 - … 怖いのは、「よく知らないまま、やってしまった(?)」
 - まずは、EU市民を対象とする(可能性がある)調査への注意喚起
⇒ 貴社内または取引先の海外(調査)部門への情報提供
 - クライアントやJMRA非会員に対しても、
⇒ 今後、ESOMAR(またはJMRA版)『GDPR行動規範』の普及

- ◆ 日本の市場調査環境を健全に維持するために
 - 日本の個人情報保護法への影響(運用体制を含む)を注視
 - 今後のJMRAからの行動提起にご協力を

(参考) さらにご興味のある方のために

◆ GDPR全文(日本語参考訳)

➤ Recitals (前文)

<https://rp.kddi-research.jp/article/GN2016001>

➤ Articles (条文)

<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0005075>

◆ GDPRガイダンスノート(原文)

➤ 調査セクター用: GDPRにおける異なる法的基盤の適切な使用

https://www.esomar.org/uploads/public/government-affairs/position-papers/EFAMRO-ESOMAR_GDP- Guidance-Note_Legal-Choice.pdf

(参考) さらにご興味のある方のために

◆ JETROの実践ハンドブック

➤ 入門編

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/dcfcebc8265a8943/20160084.pdf

➤ 実践編

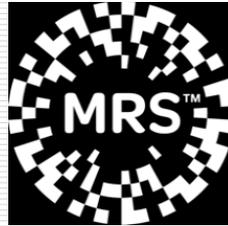
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/76b450c94650862a/20170058.pdf

◆ PwC Global の調査結果(2017年6月)

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/gdpr.html>

※)なお、調査対象(約300社)は欧州でビジネスを展開している米国・英国・日本企業(=大企業中心と思われる)のプライバシーリスク担当役職員

Q&A



セミナー終了後のご質問について

- ◆ Web視聴の方を含め、セミナー終了後にご質問のある方は、



office@jmra-net.or.jp

・・・までお願いいたします。
(MRSやESOMARへの問い合わせはご遠慮ください)

- ◆ 原則として、いただいたご質問を取りまとめ、今回の参加者全員にまとめて返信する形を取らせていただきます
(質問者が特定されてしまう可能性がある場合には、個別に対応させていただきます)